



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 積水工機製作所
代表者名 代表取締役社長 海田拓洋
(コード番号：6487 東証 2 部)
問合せ先 取締役経営管理部長 浜田洋介
(電話 072-858-1121)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由」の②において定義いたします。）の取得について、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（「定款の一部変更の件その 1」）

(1) 変更の理由

平成 27 年 3 月 6 日付当社プレスリリース「三光合成株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同及び当社普通株式の応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「3 月 6 日付プレスリリース」といいます。）及び平成 27 年 4 月 21 日付当社プレスリリース「三光合成株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社、親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、三光合成株式会社（以下「三光合成」といいます。）は、平成 27 年 3 月 9 日から平成 27 年 4 月 20 日までを公開買付期間として、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 27 年 4 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 8,657,201 株（総株主の議決権の数に対する議決権所有割合：93.37%（小数点以下第三位を四捨五入。）。なお、当該割合は、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（9,350,000 株）から当社の保有する自己株式数（77,930 株）を控除した株式数（9,272,070 株）に係る議決権の数（9,272 個）を分母として計算しております。）を保有するに至っております。

3 月 6 日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社及び三光合成の主要な取引先である自動車業界においては、今後、自動車消費構造の著しい変化が予測されております。具体的には、約 10 年前までは、先進国（主に米国及び欧州）が自動車の主たる消費先であり、先進国の人口約 10 億人が年間約 6,000 万台を消費していましたが、近年は新興国の経済発展に伴い、新興国における自動車需要が拡大しており、特に経済発展が著しい中国及びインドの 2 カ国における人口約 24 億人の自動車需要が上乗せされただけでも、年間約 1 億台の自動車需要の創出が見込まれております。また、自動車市場の拡大に派生して、環境・エネルギー問題への取り組みとして、従来のガソリンや軽油への依存を減

らしたハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の新たな自動車の開発が進んでおり、車体に関しては軽量、安全、安価なものへの要求が高まっております。これらの自動車メーカーの需要に応じていくためには、開発の過程において、新たな材料、新たな成形量産技術、そして新たな金型が必要となります。

しかしながら、日本の金型メーカーを取巻く環境は年々厳しさを増してきております。近年、中国、韓国及び台湾等の新興金型メーカーが、潤沢な資金を背景に日本製の工作機械を導入し、豊富な人材を活用して金型事業に参入しており、世界的な競争が激化しております。今後、日本の金型メーカーがこの厳しい競争環境下で生き残っていくためには、これまでに培ってきた技術を活かしつつ、グローバルな視野で事業展開を図っていく必要があります。

かかる状況の中、三光合成は、平成 26 年 8 月上旬頃、今後も激化する自動車業界内の競争を勝ち抜くために資本関係及び事業戦略を一体化した上で、双方の経営資源を相互活用するなど、当社及び三光合成の意思決定の一体化と柔軟かつ戦略的な事業運営体制を整えることが必要であると判断し、当社を三光合成の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）を当社に対し打診いたしました。

一方で、当社といたしましても、当社及び三光合成から独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）並びに当社及び三光合成から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、当社及び三光合成と独立性を有する第三者から提出を受けた平成 27 年 3 月 5 日付意見書の内容を最大限尊重しながら、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引に関する諸条件について、当社の企業価値を向上させるか否かという観点から慎重に検討を行いました。その結果、当社取締役会は、本取引により当社が三光合成の完全子会社となることで、安定した資本関係のもと、三光合成との間でより強固な提携関係を構築し、当社における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、三光合成と当社の経営資源を相互活用し、当社の経営基盤の強化及び種々のシナジー効果（シナジー効果の具体的内容については、3 月 6 日付プレスリリースの「3.（2）②」をご参照下さい。以下同じです。）の最大化を図ることが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、かつ、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

そこで、当社は、平成 27 年 3 月 6 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することの決議をいたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けは平成 27 年 4 月 20 日をもって終了し、多数の株主の皆様の応募の結果、本公開買付けの公開買付者である三光合成は、同年 4 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 8,657,201 株を保有するに至っております。

当社といたしましては、以上のような経緯を踏まえて、本日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、三光合成の完全子会社となるために必要な以下の①から③の各手続（以下総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記「（2）変更の内容」に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社法（平成 26 年法律第 90 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（ただし、当社が保有する自己株式を除きま

す。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び上記②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付いたします。

なお、上記①乃至③を実施した場合、三光合成以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。なお、かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、三光合成に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に285円(本公開買付けにおける1株当たりの価格(以下「本公開買付価格」といいます。))を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款の一部変更の件その1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、本完全子会社化手続のうち①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款の一部変更の件その1」に係る定款の変更は、「定款の一部変更の件その1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で効力を生じるものいたします。

(下線は、変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,800万株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2,800万株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は2,799万9,900株、第6条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第6条の2 当社は、残余財産を分配するとき</p>

<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p><u>は、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>(種類株主総会)</u> 第18条の2 <u>第14条、第15条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 <u>第18条の規定は会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	---

2. 全部取得条項に係る定款の一部変更の件（「定款の一部変更の件その2」）

(1) 変更の理由

「定款の一部変更の件その2」は、上記「I. 1. (1) 変更の理由」でご説明した本完全子会社化手続のうち上記②を実施するものであり、「定款一部変更の件その1」に係る変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件その1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを新設するものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、三光合成以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款の一部変更の件その2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款の一部変更の件その1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款の一部変更の件その2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成27年7月30日にその効力を生じるものいたします。

(下線は、変更部分を示します)

「定款の一部変更の件その1」に係る変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p style="text-align: center;">(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付する。</p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得する目的及び理由

「定款の一部変更の件その1」においてご説明申し上げておりますとおり、当社といたしましては、本取引により当社が三光合成の完全子会社となることで、安定した資本関係のもと、三光合成との間でより強固な提携関係を構築し、当社における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、三光合成と当社の経営資源を相互活用し、当社の経営基盤の強化及び種々のシナジー効果の最大化を図ることが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、かつ、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。そして、本公開買付けが実施されて成立したため、本株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記「I. 1. (1) 変更の理由」でご説明した本完全子会社化手続のうち③(以下「本全部取得」といいます。)を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件その1」及び「定款の一部変更の件その2」に係る変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款の一部変更の件その1」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

2. 本全部取得の要旨

(1) 本全部取得の日程

本全部取得の日程は、下記「III. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)」に記載のとおりです。

(2) 本全部取得の対価の内容等

会社法第171条第1項並びに「定款の一部変更の件その1」及び「定款の一部変更の件その2」に係る変更後の当社の定款に基づき、下記「III. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)」において定め

る取得日において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様（ただし、当社及び会社法第172条第1項の申立てをした株主を除きます。以下同じです。）に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付いたします。なお、当該交付がなされるA種種類株式の数は、三光合成以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、三光合成に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である285円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において、「定款の一部変更の件その1」及び「定款の一部変更の件その2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において、「定款の一部変更の件その2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款の一部変更の件その2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 本全部取得の対価の根拠等

(1) 本全部取得の対価の根拠及び理由

① 取得対価の総数の相当性に関する事項

上記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」1.に記載のとおり、当社は、本完全子会社化手続のため、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付いたします。本全部取得により当社が発行する予定のA種種類株式の数は、14株（1株未満の端数の合計数を含みます。）です。

三光合成以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、かかる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたしますので、かかる手続を経ることにより、三光合成による当社の完全子会社化が達成されることとなります。

したがって、かかる取得対価の総数は、本取引の目的に照らし、当社としては相当であると判断しております。

② 取得対価としてA種種類株式を選択した理由

当社が各株主様に対して、当社が全部取得条項付普通株式を取得することの対価として交付するA種種類株式は、三光合成以外の各株主様に対して1株未満となるように設計されており、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」2.（2）に記載のとおり端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

したがって、当社が全部取得条項付普通株式を取得することの対価としてA種種類株式を選択す

ることにより、三光合成による当社の完全子会社化を達成することが可能となるため、当社は、全部取得条項付普通株式の取得対価としてA種種類株式を選択したことは相当であると判断しております。

③ 親会社等がある場合には、当該株式会社の株主の利益を害さないように留意した事項

三光合成は当社の親会社に該当するため、本全部取得は、支配株主との重要な取引等に該当します。そのため、当社は、少数株主の利益を害することのないよう、下記「(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の対応を行っております。

④ 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

三光合成以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、三光合成に対してA種種類株式を売却すること予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に本公開買付価格である285円を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

本公開買付価格につきましては、3月6日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、(i) 大和総研による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(ii) 本公開買付けの公表日の直近取引成立日である平成27年3月5日の東京証券取引所における当社普通株式の終値209円に対して36.4%（小数点以下第二位四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。）、過去1ヶ月間（平成27年2月6日から平成27年3月5日まで）の終値単純平均株価216円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）に対して31.9%、過去3ヶ月間（平成26年12月6日から平成27年3月5日まで）の終値単純平均株価213円に対して33.8%、過去6ヶ月間（平成26年9月6日から平成27年3月5日まで）の終値単純平均株価200円に対して42.5%のプレミアムが加算されており、完全子会社化を目的とした過去の同種案件におけるプレミアム水準との比較においても一般的な範囲内のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 本公開買付価格が当社の平成27年3月期第3四半期会計期間末日現在の1株当たり純資産額（268.90円）を上回る価格であること(iv) 下記「(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載のとおり、利益相反を解消するための各措置が採られていることなど、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、三光合成と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格は、相当であると判断しております。

また、当社は、本公開買付価格を決定した後、平成27年5月20日現在に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

(2) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、現在東京証券取引所市場第二部に上場していますが、本臨時株主総会において、「定款の一部変更の件その1」、「定款の一部変更の件その2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の

件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において、「定款の一部変更の件その2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成27年6月24日から平成27年7月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成27年7月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

平成27年3月6日現在において当社は三光合成の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんでした。三光合成は、当社普通株式3,061,000株(株式所有割合32.74%)を所有し、当社を持分法適用関連会社としており、また、当社に対して社外取締役1名を派遣しておりましたので、このような状況を踏まえ、当社及び三光合成は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

また、本全部取得の意思決定に至る過程において、当社の取締役のうち、三光合成の取締役を兼任している満嶋敏雄氏(以下「満嶋氏」といいます。)は、本取引において構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当社取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議にも、本日開催の取締役会における本件取得に関する議題の審議及び決議にも一切参加しておらず、また、当社の立場において三光合成との協議・交渉にも参加していません。

なお、本日開催の当社取締役会においては、当社取締役6名のうち満嶋氏を除く取締役全員(全6名のうち参加者5名)が審議及び決議に参加し、決議に参加した当社の取締役の全員一致により、本件取得に係る議案を本株主総会に付議することを決議しており、同議案の審議については、当社の監査役2名(全3名)が出席し、いずれの監査役も、上記決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

① 三光合成における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三光合成は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、三光合成及び当社から独立した第三者算定機関として三光合成のフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、SMB C日興証券は三光合成及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しないとのことであります。

SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、三光合成はSMB C日興証券から平成27年3月5日付で当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、三光合成は、SMB C日興証券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	200円から216円
DCF法	254円から346円

市場株価法では、平成27年3月5日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の算定基準日終値209円、直近1ヶ月間の終値単純平均値216円、直近3ヶ月間の終値単純平均値213円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値200円を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を200円から216円までと分析したとのことです。

DCF法では、三光合成が当社より受領した事業計画、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を254円から346円までと分析したとのことです。

なお、DCF法による算定の基礎とした財務予測のうち、平成29年3月期の営業利益増は、生産効

率の改善等による売上増と外注費の削減効果によるものです。

三光合成は、株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、当社に対して実施されたデュー・ディリジェンスの結果、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募株数の見通し等を総合的に勘案し、当社及び応募合意書を締結している積水化学工業株式会社との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成27年3月6日開催の取締役会において、本公開買付け価格を285円とすることを決定したとのことです。

本公開買付け価格285円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年3月5日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値209円に対して36.4%、平成27年3月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値216円に対して31.9%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値213円に対して33.8%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値200円に対して42.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、三光合成及び当社から独立した第三者算定機関である大和総研に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年3月5日付で大和総研から本株式価値算定書を取得しました。なお、大和総研は、三光合成及び当社の関連当事者には該当せず、三光合成及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

大和総研は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案し、当社普通株式の客観的な価値を直接的に把握することが可能であることから市場株価法、また、市場株価の動向のみならず当社業績の内容や予想等を評価に反映させることが可能であることからDCF法の各手法を用いて、当社普通株式の株式価値を多面的な観点から算定しております。なお、当社は、大和総研から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。大和総研が上記手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 200円から216円

DCF法 270円から371円

市場株価法では、平成27年3月5日を算定基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の終値209円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価216円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価213円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価200円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を200円から216円までと算定しております。

DCF法では、大和総研は、当社から提供を受けた事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を、270円から371円までと算定しております。なお、DCF法による算定の基礎とした財務予測のうち、平成29年3月期の営業利益増は、生産効率の改善等による売上増と外注費の削減効果によるものです。また、当該財務予測は、本公開買付けの実施を前提としたものではありません。

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	6,300	6,310	6,510	6,560
営業利益	200	222	331	369
EBITDA	411	464	576	614
フリー・キャッシュ・フロー	259	127	281	340

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、三光合成及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選任し、本公開買付けに対する当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

④ 当社による独立した第三者からの意見書の取得

当社は、本取引にかかる意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び三光合成から独立した、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び榊原信行氏（当社の社外監査役であり、東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。）に対し、本取引の目的、交渉過程の手續及び対価の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを諮問いたしました。

佐藤明夫氏及び榊原信行氏は、平成 27 年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、三光合成の提案内容、本取引の目的並びにこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、三光合成との間でも、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、書面による質疑応答を行っております。また、両氏は、本株式価値算定書を参考にするとともに、大和総研から当社の株式価値評価に関する説明を受けました（なお、両氏は、上記諮問事項の検討にあたり、本株式価値算定書の草案も参考にしております。）。両氏は、これらの検討を前提として、平成 27 年 3 月 5 日に、当社の取締役会に対して（a）当社と三光合成が一層緊密な資本関係を構築し、当社における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、三光合成と当社の経営資源を相互活用し、当社の経営基盤の強化及び上記シナジー効果の最大化を図るといふ本取引の目的には合理性が認められること、（b）当社における本取引の検討は、三光合成と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手續において、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、（c）本公開買付価格は、大和総研による当社株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と三光合成が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を提出しております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、大和総研より取得した本株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、佐藤明夫氏及び榊原信行氏の意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が三光合成の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、当社における意思決定の迅速化と柔軟かつ戦略的な事業運営を推進するとともに、三光合成と当社の経営資源を相互活用し、当社の経営基盤の強化及び上記シナジー効果の最大化を図ることができると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、かつ、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 3 月 6 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 6 名中、出席取締役 5 名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、三光合成の取締役を兼務している満嶋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、上記と同様の観点から、満嶋氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において三光合成との協議及び交渉にも参加しておりません。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役 3 名中、出席監査役 3 名（うち社外監査役 2 名））はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様

に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、三光合成は、買付予定数の下限を設定しており応募株券等の数の合計が4,142,000株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととし、一方、本公開買付けにおいて、三光合成は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付等を行うとのことでした。

なお、買付予定数の下限は、三光合成以外の当社の株主の皆様の議決権数の3分の2になるとのことでした。

このように、三光合成は、当社の株主の皆様の意思を重視して、三光合成以外の当社の株主の皆様の3分の2以上の賛同が得られない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行ったとのことです。

⑦ 本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

三光合成は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定したとのことです。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式について三光合成以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図したとのことです。

また、三光合成は当社との間で、当社が三光合成の対抗者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮したとのことです。

4. 今後の見通し

本全部取得の実施後における当社の経営体制の予定、方針、計画等につきましては、今後両社で検討していき、確定次第改めてお知らせいたします。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下の通りです。

本株主総会の基準日設定公告	平成27年4月22日
本株主総会の基準日	平成27年5月7日
本株主総会の招集に関する取締役会決議	平成27年5月20日
本株主総会の開催日	平成27年6月24日
種類株式発行に係る定款の一部変更（「定款の一部変更その1」）の効力発生日	平成27年6月24日
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成27年6月24日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成27年6月25日
当社普通株式の売買最終日	平成27年7月24日
当社普通株式の上場廃止日	平成27年7月27日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成27年7月29日
全部取得条項に係る定款の一部変更（「定款の一部変更その2」）の効力発生日	平成27年7月30日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成27年7月30日

IV. 支配株主との取引等に関する事項

三光合成は当社の親会社に該当するため、本全部取得は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する方針といたしております。

本全部取得を行うに際しても、上記「Ⅱ. 3. (3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の対応を行っております。

また、上記「Ⅱ. 3. (3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は、本取引にかかる意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び三光合成から独立した、佐藤明夫氏及び榊原信行氏に対し、本取引の目的、交渉過程の手續及び対価の公正性の観点から、本取引が少数株主にとって不利益でないものではないかを諮問し、当該両名から、平成27年3月5日付で、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を取得しております（なお、当該意見書が、本全部取得を含む本取引にかかるものであることから、当社は、本全部取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しないものからの意見を改めて取得していません。）。

さらに、上記「Ⅱ. 3. (3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の取締役のうち、三光合成の取締役を兼任している満嶋氏は、本取引において構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当社取締役会における本公開買付けに関する議題の審議及び決議にも、本日開催の取締役会における本件取得に関する議題の審議及び決議にも一切参加しておらず、また、当社の立場において三光合成との協議・交渉にも参加していません。

なお、本日開催の当社取締役会においては、当社取締役6名のうち満嶋氏を除く取締役全員（全6名のうち参加者5名）が審議及び決議に参加し、決議に参加した当社の取締役の全員一致により、本件取得に係る議案を本株主総会に付議することを決議しており、同議案の審議については、当社の監査役2名（全3名）が出席し、いずれの監査役も、上記決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

以上のことから、当社としては、本全部取得は、少数株主の利益を害するものではないと判断しており、本全部取得は上記方針に適合しているものと判断しております。

以 上